給与所得者等再生による再生手続開始

平成２８年（再ロ）第２号
熊本市北区徳王２丁目25番22号
再生債務者　岩瀬　　修
1　決定年月日時　平成28年４月14日午後１時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成28年５月12日まで
4　一般異議申述期間　平成28年５月26日から平成28年６月２日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（再ロ）第４号
香川県高松市東山崎町510番地12
再生債務者　多田　憲司
1　決定年月日時　平成28年４月15日午後４時30分
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成28年５月13日まで
4　一般異議申述期間　平成28年５月27日から平成28年６月10日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２７年（再ロ）第２号
相模原市中央区小町通１丁目６番１―610号
再生債務者　梅野　直哉
1　意見聴取に付する再生計画案　平成28年３月30日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成28年５月２日まで
平成28年４月11日
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（再ロ）第５号
青森県弘前市大字新里字下樋田74番地10
再生債務者　福岡　哲治
1　意見聴取に付する再生計画案　平成28年４月13日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成28年５月６日まで
平成28年４月15日　青森地方裁判所弘前支部

平成２７年（再ロ）第１号
新潟県上越市大字岩木2201番地81
再生債務者　金井　友也
1　意見聴取に付する再生計画案　平成28年４月12日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成28年５月６日まで
平成28年４月15日　新潟地方裁判所高田支部

平成２７年（再ロ）第４号
兵庫県西宮市山口町下山口１丁目12番13号
再生債務者　山本　謙蔵
1　意見聴取に付する再生計画案　平成28年４月12日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成28年５月６日まで
平成28年４月14日　神戸地方裁判所尼崎支部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２７年（再ロ）第１号
茨城県取手市野々井1387番地３
再生債務者　浦木　雄二
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成28年４月４日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年４月14日
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部

平成２７年（再ロ）第２号
千葉県市川市新浜１丁目21番５―411号（ＳＫ新浜）
再生債務者　城間　盛市
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成28年４月６日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年４月14日
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（再ロ）第１号
大阪府東大阪市中石切町４丁目２番31番
再生債務者　山田　政治
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成28年４月12日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年４月13日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（再ロ）第２号
福島県西白河郡中島村大字川原田字嘉門屋敷28番地
再生債務者　石井　準子
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成28年４月８日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年４月11日　福島地方裁判所白河支部

平成２７年（再ロ）第１号
福岡県直方市大字上新入1956番地３
再生債務者　能美　直芳
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成28年４月４日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年４月15日　福岡地方裁判所直方支部

平成２７年（再ロ）第１４号
宮城県多賀城市笠神１丁目３番17号
再生債務者　星　　貴光
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成28年４月13日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年４月15日
仙台地方裁判所第４民事部

平成２７年（再ロ）第５号
岡山市中区桑野716番地２
再生債務者　藤原　　淳
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成28年４月13日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年４月15日
岡山地方裁判所第３民事部

文部科学省共済組合定款の一部変更について

文部科学省共済組合定款（平成12年12月27日制定）の一部を次のように変更する。
平成 28 年３月 31 日
文部科学省共済組合代表者
文部科学大臣　馳　　浩

第15条を次のように改める。
第15条　削除
第18条第２号中「施行令第11条の３の４」を「国家公務員共済組合法施行令（昭和33年政令第207号。以下「施行令」という。）第11条の３の４」に改める。
第24条第１項中「第２項及び第３項」を「第４項及び第５項」に、「第69条」を「第69条第１項」に改める。
第31条第１号中「被扶養者」の次に「（以下この号において「組合員等」という。）」を加え、「、健康診査」を「及び健康診査並びに健康管理及び疾病の予防に係る組合員等の自助努力についての支援」に改め、「その他の」の次に「組合員等の」を加え、「ための」を「ために」に改める。
第32条第１項の表中「$\frac{4.77}{1000}$」を「$\frac{4.98}{1000}$」に、「$\frac{37.25}{1000}$」を「$\frac{37.43}{1000}$」に、「$\frac{41.65}{1000}$」を「$\frac{41.47}{1000}$」に、「$\frac{9.54}{1000}$」を「$\frac{9.96}{1000}$」に改め、同条第２項の表中「$\frac{4.77}{1000}$」を「$\frac{4.98}{1000}$」に、「$\frac{41.65}{1000}$」を「$\frac{41.47}{1000}$」に改め、同条第３項中「$\frac{37.25}{1000}$」を「$\frac{37.43}{1000}$」に、「$\frac{41.65}{1000}$」を「$\frac{41.47}{1000}$」に、「$\frac{0.03}{1000}$」を「$\frac{0.04}{1000}$」に改める。
別表（第３条関係）中「放射線医学総合研究所支部」の項を「量子科学技術研究開発機構支部」に改める。

附　則
1　この変更は、平成28年４月１日から施行する。
2　変更後の第32条第１項から第３項までの規定は、平成28年４月以後の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同月前の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。